

令和3年度 教育委員会 第9回定例会 議案

1 日 時 令和3年9月15日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第14号議案 令和3年9月県議会定例会に提出する議案 … 非

<非>第13号議案 教職員の懲戒処分（継続審議） … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

白
紙

第 9 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報 告 事項 1	第 37 期静岡県社会教育委員会の中間報告	P 1
報 告 事項 2	<非> 令和 4 年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果	非
報 告 事項 3	<非> 新県立中央図書館の整備	非
配 付 報告 1	<非> 令和 3 年 9 月県議会定例会に提出する報告案件	非

白
紙

第 37 期 静岡県社会教育委員会の中間報告

(社会教育課)

1 第 37 期社会教育委員会

委 員	1 2 人 (学校教育・社会教育・家庭教育の関係者、学識経験者)
任 期	令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 0 月 3 1 日 (2 年)
諮 問 題	誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて ～全ての人々が参画し、共に学び合う社会教育のあり方～
協 議 概 要	任期前半は「障害者の生涯学習」をテーマとし、第 1 回から第 5 回までの協議により、中間報告をとりまとめ

2 中間報告の概要

「障害者の生涯学習推進に向けて」

(1) 障害への視点を変えて

ア 障害に関する今日的な理解を促す

- ・ 障害に関する今日的な理解が重要であるが、現状では理解が進んでおらず、障害のある人の社会参加が妨げられている。
- ・ 理解を深めるためには、正しい知識を得ることや、教育の機会の中で多様な人との共生・協働する経験が重要である。
- ・ また、障害のある人も含め、誰もが共に地域で暮らす住民同士である意識を持って、地域社会をつくることが重要である。

イ 当事者の目線から始める

- ・ 障害のある人も対象とする学びの場はあるが、当事者の目線で考えたとき、参加しやすい体制が整っていないことがある。
- ・ 学習ニーズや参加者数が限られている原因を把握する必要がある。

(2) 学びを支える場と人々

ア 連携による共に学び合う場の充実に向かう

- ・ 障害のある人が参加しやすい学びの場が十分ではない。
- ・ 場の充実には、行政と地域住民等、実効性のある連携が必要不可欠である。

イ 多様な人材を育成する

- ・ 障害者の生涯学習を支える人材が十分に確保されてこなかった。
- ・ 今後、様々な角度から学びを支える人材が必要である。

第37期静岡県社会教育委員（任期：令和2年11月1日～令和4年10月31日）

	氏名	現職	委員の構成
1	いとう ふよこ 伊藤 富代子	静岡市民生委員児童委員協議会常任理事	家庭教育
2	いまがま しんや 今釜 伸也	静岡県PTA連絡協議会顧問	家庭教育
3	おおいし ひろゆき 大石 博之	掛川市教育委員会教育政策課 社会教育室長兼社会教育係長	社会教育
4	おおかわ みき 大川 美紀	富士市立富士見台小学校長	学校教育
5	かさい よういちろう 笠井 洋一郎	富士市市民部まちづくり課長	社会教育
6	かたおか よしみ 片岡 佳美	静岡県立富士特別支援学校副校長	学校教育
7	さとう まなぶ 佐藤 学	静岡新聞社編集局次長兼論説副委員長兼 編集委員	学識経験者
8	しらき たかのぶ 白木 賢信	常葉大学教育学部教授	学識経験者
9	すずき かずゆき 鈴木 一行	牧之原市社会教育委員長	社会教育
10	たかはし くみこ 高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長	家庭教育
11	ほりば みわこ 堀場 美和子	掛川市社会福祉協議会生活支援係	社会教育
12	まつなが ゆみこ 松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部教授	学識経験者

第 37 期静岡県社会教育委員会中間報告 ～これまでの議論の整理～

1 障害者の生涯学習推進に向けて

諮問内容にある「誰もが」とは、貧困や障害、国籍等に左右されることなく、この地域で暮らす全ての人を表している。前期(第 36 期)社会教育委員会では、貧困を抱えた子供や保護者への社会教育からのアプローチを協議する中で、必ずしも全ての人が学びに参画できていない現状を把握した。一方、本県の特別支援学校在籍者数は 5,040 人(令和 3 年 6 月)で、年々増加傾向にあり、10 年前に比べ約 800 人増加している。また、近年の障害のある人をめぐる社会情勢の進展に伴い、本県において障害者の生涯学習を推進することは重要であると考え。「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」では、「都道府県、市町村に期待される取組」として、県の教育振興基本計画等への障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置づけることが期待されている。このため、今年度、県の教育振興基本計画が見直されるため、第 37 期社会教育委員会では、まずは、障害者の生涯学習に焦点を当て協議することとした。

2 議論の整理

(1) 障害への視点を変えて

障害の有無に関わらず共に学び合う生涯学習社会の実現(共生社会の実現)には、「障害」の捉え方や障害のある人への支援の考え方等の視点を変えることが重要である。

ア 障害に関する今日的な理解を促す ～ ICF¹ の考え方を手掛かりに～

近年、国内外において、障害のある人の社会参加の進展により、その人たちの権利や尊厳を大切にしつつ社会のあらゆる分野への参加を促進することがますます重要となっている。このような時代背景に合わせて、障害の捉え方も変化している。十数年前までは、ICIDH² の考え方を基に、疾病等が原因で生じる機能障害と、それによる能力障害や社会生活上の不利益を合わせて障害と捉えていた。そして、障害による社会生活上の不利益は、本人の疾病等に基づくものとし、環境的因子は考慮されていなかった。しかし、現在では、ICF の考え方を基に、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成された生活機能に支障がある状態を障害と捉え、障害の状態には環境因子等が相互に影響し合うものとしている。つまり、障害のある人が社会生活上で受ける制限は、社会環境を柔軟に変化させることによって、制限を緩和させたり取り除いたりすることができるという考え方に変わってきた。この ICF の考え方を反映させた一例として、商品選択ボタンの配置を工夫した自動販売機が挙げられる。従来の自動販売機では、背の低い人や車いす利用者は上部のボタンを押せず、それらの商品を選ぶことができなかった。ところが、近年、上部の商品を選択するボタンを中央付近にも配置し、誰もがどの商品でも選べる自動販売機が導入されつつある。このように、環境(社会)を変え

¹ 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health)の略。2001 年 5 月に WHO 総会で採択。

² 国際障害分類(International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps)の略。1980 年に WHO が発表。

ることで、誰もが参加できる状況を作りだすようになってきている。

また、このような障害の捉え方の変化に伴い、特別支援教育も変わってきている。これまで、機能や能力の障害に基づく社会参加の困難を可能な限り克服し、社会に適応していくために必要となる力を身につける教育が行われてきた。しかし現在では、これまでの教育を大切にしながらも、一人一人の困難さがどこにあるのかを環境因子等とのかかわりなどを踏まえて十分に見極めながら、個々の実態に応じた指導内容を設定する一方で、必要な支援について社会の側に求めていくなど（合理的配慮）、本人ができることを最大限に伸ばして社会参加の質を向上していく教育が行われている。

したがって、様々な場で行われる障害者の生涯学習を推進するためには、まず障害に関する今日的な理解が重要である。しかし現状は、このような理解が十分には進んでおらず、障害のある人の社会参加が妨げられ、場合によっては差別等の一因となっている。また、地域の中で障害のある人との接点は限られており、地域住民にとって障害のある人に関連する地域課題は関わりが難しいという意識がある。しかし、多様化に対し、少しずつ社会の意識も変わり始め、障害の有無に関係なく、全ての人が個々の特技や特徴を生かして社会を構成していく時代を迎えつつある。委員による事例報告では、障害のある子とない子が共に自然体験活動に取り組む中で、自然と相互に配慮し合い交流が深まる事例や、障害のある人の仕事に向き合う実直な姿勢に刺激を受け、障害の有無に関係なく相互に仕事への意識を高め合う職場の事例が報告された。

障害に関する今日的な理解を深めるためには、正しい知識を得ることや、様々な場で展開される教育の機会の中で、多様な人との共生・協働する経験が重要である。特に、幼少期から誰とでも自然な形で交流し、相互に学び合う経験を重ね、共生意識の土台をつくるのが大切である。さらに、誰もが生涯にわたって主体的に学び続けるためには、幼い時から学ぶことの楽しさを継続して経験することも大切である。また、それぞれの個性を認め合い、障害のある人も含め、誰もが共に地域で暮らす住民同士である意識を持って、社会参加の困難さを相互に支え合うのが大切であり、そうした地域社会をつくるのが重要である。

イ 当事者の目線から始める

障害のある人も対象とする学びの場はあるが、障害のある人の目線で学習内容や実施体制を考えたとき、一部の分野に内容が偏っていたり、付き添いや送迎の面から参加が制限されていたりなど、必要な配慮（支援）が用意されておらず、誰もが参加できる体制が整っていないことがある。また、支援が用意されている場合でも、事前にその体制の周知がない場合もある。その結果、障害者自身も地域等で実施される防災訓練への参加が難しいという事例もある。

障害のある人が学びの場に参加できるように、当事者が何を求め、何に困っているかを丁寧に聞くなどして、学習ニーズや参加者が限られている原因を把握する必要がある。また、当事者にとって大事な情報として、施設などの物理的な環境や支援体制があり、それらが事前に分かっていることが重要である。さらには、その情報伝達の仕方も大切で、当事者の目線になって学びや支援を準備することが求められる。

(2) 学びを支える場と人々

時代が急激に変化する中、障害の有無に関わらず、誰もが共に認め合い支え合う地域づくりが非常に重要であり、地域における学びに共に参画し、学びを深めることが大きな役割を持つ。

ア 連携により共に学び合う場の充実に向かう

これまで社会教育分野において、障害のある人が参加しやすい体制を整えた学びの場が十分にあったとは言えない。近年、障害のある人が対象の学習機会や、スポーツ・芸術分野の学びの場が増えつつあるが、それ以外の分野も含めまだまだ十分とは言えない。障害の有無に関わらず共に学び合う場を考えたとき、学校教育では「交流籍」を活用した交流及び共同学習の場があるが、地域社会ではその数が限られている現状がある。

共に学び合う場を充実させるには、今日的な障害の捉え方を理解するなど、社会における障害に対する意識の変容が大変重要である。そのためには、学校教育で行われる共生教育や福祉教育の場を更に充実させ、お互いを認め合い、関わり合う経験を、社会における学びに延長させたい。そして、その経験を生かして、地域社会において、障害の有無に関わらず、全ての人がお互いの能力を出し合い、支え合う学びの場を創出したい。なお、新たな学びの場として、ICTを活用してオンラインで参加できる場や、ICTを介した意思の表出などその人の力を発揮できる学びの場等が考えられる。さらに、学びの場の充実に妨げる障壁を無くすために、行政と地域住民、障害者支援を進める福祉部局と教育部等、実効性のある連携が必要不可欠である。また、行政と社会福祉協議会等の民間との連携や、今後更に連携を推進する具体的な仕組みの構築も重要である。

イ 多様な人材を育成する

障害のある人の学びの場は、参加できる場が限られているため、当事者もしくは一部の支援者（保護者や特別支援学校教員経験者、福祉分野のボランティア等）が、自分たちで学びの場を企画し運営に取り組んできた。社会教育・生涯学習施設等では、障害者の生涯学習を支える人材が十分に確保されてこなかった。また、地域住民においては、障害のある人への理解が進まないこともあり、この分野の地域課題に関わる人は決して多くない。こうした状況は、若年層も含め人材を発掘・育成することを困難にしている。

今後、障害者の生涯学習を推進するためには、様々な角度から学びの場を支える人材が必要である。一部の担い手が支える現状から、地域住民が参画し、教育行政が積極的に支援する仕組みの構築が必要である。学びの場を実際に運営する担い手だけでなく、移動手段を支える人、学びの相談や当事者に学びの場を丁寧に紹介する人等、多様な人材を発掘・育成することが必要である。また、学びを創出する際に、当事者の力を生かしていくことも大切である。さらには、担い手と多様な地域の人材をつなげ、地域での学びを充実させる推進役として、社会教育主事や社会教育士の活用も考えられる。

3 今後の議論

これまでの議論を土台に、障害のある人に限らず、地域において困難を抱えがちな人々へのアプローチを、さらに具体的に検討していきたい。なお、この検討は、全ての人々に個別最適な学びを保障しようとするこれからの公教育を支える重要なものと考えている。

白
紙